

平成 30 年度 第 4 回 倶知安町法定外税に係る有識者会議

議 事 録

平成 30 年 7 月 19 日（木） 10:30～11:30

倶知安町役場 3 階 大会議室

1. 開会

○ 事務局 A より挨拶

今まで委員の皆様からいただいた意見を整理して、倶知安町宿泊税条例案をまとめたので、報告させていただく。皆様からの忌憚の無いご意見をいただきたい。

2. 議事

- ① 前回の整理について
- ② 倶知安町宿泊税条例（案）について
- ③ その他

【委員からの意見等】

（A 委員）

納税管理人という話が出ているが、最終的に税を支払う義務を負わせるわけではないという理解でよろしいか。固定資産税については、納税管理人は義務者にはならないことになっていると思うが。

（事務局 B）

納税管理人が義務者にならないケースというのは、民泊の不在型の場合だとあり得る。

（事務局 A）

民泊の場合、家人不在型で貸し別荘の管理会社に入っていないパターン。

（事務局 B）

納税管理人に関する不申告や虚偽の申告については、30 万円以下の罰金という規定もある。

(A 委員)

不払いが続いた場合、とのタイミングで差し押さえ等がされるのか。

(事務局 B)

そのような税のテクニカルな部分の話は、今後さらに検討が必要。税金なので、不公平感が無いような整理が必要だとは考えている。

(B 委員)

罰則を設けるのと、それをきちんとチェックをするという体制面を整えないと、「どうせチェックが入らない」というように思われてしまって、過少申告が横行してしまう。

また、税の掛け方について、定額の場合だと「いくらまでは 100 円」等の基準については北海道と足並みを揃えた方が良いという話をしていたかと思う。それに関連して、税率を 2%で考えていることについて、道やあるいは総務省との話し合いはどのようになっている状況か。

(事務局 B)

道とは引き続き協議をしている状況。新聞報道などの範囲ではあるが、道民旅行に対しての配慮などのところで、高橋知事も今は再検討の方向性らしい。当初、道も 9 月議会で提案するということで倶知安町と同じスケジュールで進めるように考えていたが、それは間に合わないということになっている。来年の増税や選挙を控えているところで、それが終わってから、観光に関しての新財源の検討ということで、進めて行くのではないか。

倶知安町については、地域の特性を考慮した上で、率で課税することと、免税点についても、このように進めるという話はしている。

総務省については、順番では議会の審議を得てから、総務省の同意を得るということになっている。

免除の部分と率でという部分は、今までにないところ。今後、率では駄目だということになれば、以前話していたような形に戻ることになる。

(事務局 A)

現在、全国各地で宿泊税の検討がされており、それぞれの地域性によって、色々なパターンが出てくると思われる。

(C 委員)

例えば、宿泊料金が 100 円の場合、消費税込みで 108 円となるが、宿泊税は 100 円と 108 円のどちらに 2%をかけることになる？

(事務局 A)

100 円に対してとなる。

(C 委員)

食事付きの場合、食事代金は 1 割、2 割、3 割で計算することになっているが、3 割というのは感覚的にかなり大きいと感じる。

(事務局 A)

1 泊 3 食付きというのはあまりないと思うが、念のためそのような想定をしている。

(B 委員)

通常、ホテルだと 1 泊で朝食は大体付いていて、実際には朝食は安いところで 500 円、高いところで 2,000 円ぐらいの幅か。1 食で 10%というのは、実態に即していない場合もあるかと思う。

(C 委員)

法律的に、税を払う義務があるのは、宿泊者か、ホテルのオーナーか。

(事務局 A)

払う義務があるのは宿泊者だが、その代わりにお金を集めて町に支払うのがホテル。

(D 委員)

手続きに必要な書類を書くのは、客か、ホテルか、誰が書くことになるのか。

(事務局 A)

書類については、ホテルの人が書くことが多くなると思われる。

(D 委員)

ある施設は、ホテルは一つだが、オーナーは 80 人ぐらいいて、100 部屋ぐらいある。ひと部屋ずつ書類を書かないといけなくなるのか。

(事務局 A)

旅館業法の届出をしている人が書類を書くことになるので、ホテルさんが、ということになると思われる。

(D 委員)

ホテル全体で、オーナーは 700 人ぐらいいるが、ホテルで書類は 1 枚だけということで良いのか。

(B 委員)

入湯税は建物ごとになるので、おそらくそれと同じような形ではないか。

(事務局 B)

やはり、税のテクニカルな部分については、今後検討がさらに必要となる。

(D 委員)

なるべく手続きが簡単になるようにしてほしい。

(E 委員)

税の使い道という部分で、税率を 2 % だとして、どのくらいの税収を見込んでいて、どのくらいの割合でどこに割り振りをするのかというアイデアはあるのか。

(事務局 A)

今のシミュレーションだと、2 % だと 2 億 6 千万から 3 億 2 千万ぐらいとなっている。そのお金をどう使うかという、すでに示している観光課題の解決のための個別事業ごとになる。

観光協会へのただの補助金ということになると、議会も納得してくれないし、ハレーションが起きると思われる。

毎年予算を組む中で、宿泊税が今年はこのくらい入るかという予算を立てて、それをどう使うかというのは全て公表する。

町では、まずは議会で承認を得ないと、お金を使うことができない。

(E 委員)

もっと強い気持ちで観光にかけてもらわないと、わざわざ事業者はすごい労力をかけて徴収をしないといけないのだから。

(事務局 A)

あくまでも税金なので。

(E 委員)

何となくでも、使い道は決まってないのか。

（事務局B）

前に渡した資料にも記載しているが、取り組むべき課題や、施策が書いてある。

（事務局A）

今後の観光についての課題に対して、行政ができることというのはほとんどない。ハード的なものはそうだが、観光プロモーションや人材育成については民間の方々にお世話になるしかない。ただ、1億何千万をそのまま渡してというと、税金だし、議会の承認も得ないといけないので難しい。

（B委員）

倶知安町の立場と観光事業団体の立場は違うので、個別事業の事業主体は倶知安町だけなのか。観光団体への、補助金・助成金等も含んだ個別事業となるのか。観光の課題を解決するために、民間の力が必要だということであれば、委託という形もありえる。

（事務局C）

ある程度目的がはっきりした上でないと、税の意味がない。申告納税なので、入湯税と同じような形になるかと思うが、町で予算をする中で、単年度で使い切れるのかという問題もある。使い切れなかった部分を無理やり何かに充てるというのではなく、次年度以降も、基金として積み立てるという考えも持たないといけない。山岳リゾートということで記載されているが、市街地のホテルも含まれるので、そのあたりの整理もしていかないとけない。税として入ってきたものをそのまま補助金として渡すというのはどうか。というのが懸念される。

（事務局A）

そもそもなぜ宿泊税なのかというと、倶知安町のエリアとしての魅力を向上させるというのが大きな柱で、どのような課題があって、それを解決するためにどのような事業をするかというところは、観光団体や地域の方々と決めていくことになる。

（A委員）

一括して渡すということになったとしても、正当性のある形であれば、役場にとっても拒否するところではないという理解でよろしいか。

（事務局A）

個別事業をパックにして、ということなら考えられるが、それが補助金となると、それよりは委託ではないか。

（Ｃ委員）

シミュレーションで２～３億程度の税収を見込んでいるということだったと思うが、前にも言ったが、倶知安町にしかできないこと、例えば下水処理施設が足りないなら、施設を大きくするといったことや、道路を作るといったこと。

（事務局Ａ）

下水や道路の課題があったとして、それは民間ではなくて町が解決するしかない。町ができることと民間ができることを分けて考えないといけない。

（Ｂ委員）

それが宿泊税を使ってやるべきことか、というのを考えないといけない。

道の宿泊税の議論で出ていたのは、向こう５年間でこんなことをやるので、トータルで３００億かかるというというプランを作って、１年で６０億ずつを徴収するという考え方になる。１年間で２～３億使うということに限らず、５年間で１０億使うという考えがあってもいいかもしれない。それだと、先程も話しに出ていた基金を使って、ということになるか。

（事務局Ａ）

当町で今のところ出しているのは個別施策までで、個別事業は出していない。当町でも、個別事業は地域の方と話し合って、考えていかないといけない。

（Ｅ委員）

それについてはまた別の話し合いのテーブルを持つのか、それともこの有識者会議でやるのか。

（事務局Ａ）

これはあくまでも税金の有識者会議なので、使い道についてはまた別でやらないといけないと考えている。

（Ａ委員）

税の使い道については、例えば町と観光協会で話し合うということもあるか。

（事務局Ａ）

観光のための特定財源なので、それはやらないといけないと思っている。

（事務局Ｂ）

税率の２％というのは、色々な考え方があると思うが、海外で、例えばハワイは泊まる

だけで 14～15 パーセントの税金がかかるが、そういうところも参考にはしている。

2%というのは、ウイスラー等の海外リゾートを知っている観光客からしても納得してもらえる範囲だろうということと、来年には消費税が 10%になるということで、仮に道も宿泊税をかけることになったとしても、ハワイの 15%と比較して過重な負担感ではないと考えている。

（事務局 A）

大阪・東京の 10,000 円で 100 円というのは、大体 1%ということで、海外は 1%からはじまるところが多いので、そうしている。京都では、それを打ち破っている。当町でも、当初の考えでは 10,000 円～20,000 円の宿泊料金に対し、20,000 円の 1%で 200 円としていた。最初から 1%という考えではなかった。

（事務局 B）

今後の流れについては、7 月 27 日（金）に、今回の有識者会議の内容を整理したものを含めて、9 月の定例議会に先立って、総務常任委員会で報告するところを考えている。

先ほども話しにあったように、道の条例案については再度検討中となっているが、倶知安町についてはスケジュール感の変更はなく、進めて行く予定。また、率で考えているということでチャレンジをしているが、制度上問題があれば再構築していくこともある。

また、9 月の議会で審議をして、付託して 12 月ということになるか、その後の総務相同意を得る手続きが必要になるが、それには 3 ヶ月ぐらいかかる。そして、その後に事業者への説明会を行うことになるが、京都が現在、それを行っているところだが、非常に難航していると聞いている。皆様のご協力をいただくことも今後あると思われる。

資料の内容をベースに、折り込みでパブリックコメントを行うことも考えている。

今回の 4 回目の会議で、制度設計としては中締めと考えている。法定外税の有識者会議ということで、法定外税の検討を行う際には引き続きご協力をいただきたいと考えている。

（事務局 A）

何とか率で行きたいと考えているが、もし制度が変わってしまったら、またお集まりいただき、報告させていただきたい。

【終了】